

学生番号

氏名

立論 A に対して B が批判として不適切である点を指摘せよ。

立論 A 「高校においていっさいの校則を設けず、高校生を自由放任にすることは、むしろ教育の放棄でしかない。高校はたんに勉強だけを教えるところではないはずであるから、その生活態度に関しても、校則という形で教えるべきことを教えなければならない」

批判 B 「いまの校則には実に下らないものがある。髪が肩にかかってはいけないとか、あるいは、ソックスは白で三つ折りにしなければいけないという校則があるかと思えば、ソックスは折ってはいけないという校則があつたりする。いったい、そんな校則が教育であるとはとても考えられない」

解答例

A は、「生活態度に関して教えるべきことを教えるための校則」の必要性、という一般論を主張しているにもかかわらず、B は、教育効果があるとは思われない具体的な校則の個別例をあげているだけで、一般論としての校則の必要性に対する批判にはなっていない。(6 章 6.3.3.2 の的外れな一般化の例である。)